地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)に居住していた申立人ら(父母及び原発事故時成人であった子1名)について、平成23年3月から平成28年2月までの生活費増加費用(原発事故の影響により自家消費野菜の栽培ができなくなったことにより増加した野菜購入費用)の賠償が認められたほか、申立人父について、原発事故時福島県の中通り地方で単身赴任生活を送っていたものの、週末は南相馬市鹿島区の自宅で生活していたことを考慮し、平成23年3月から同年9月まで、月額3万円の限度で日常生活阻害慰謝料の賠償が認められた事例。

和解契約書 (全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X1、同X2及び同X3(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり、和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

ア. 精神的損害(申立人X1の日常生活阻害慰謝料) 期間: 平成23年3月11日から同年9月30日まで

210,000円

イ. 生活費増加費用(自家消費野菜分)

期間:平成23年3月11日から平成28年2月29日まで

400,000円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目(同項所定の期間に限る。)に対する和解金として合計金610,000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項所定の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対

して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立 人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有す るものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償 紛争解決センターに交付する。

令和4年12月19日

(仲介委員 近藤 健太)